

北海道ニュートピアデータセンター研究会 会則

第1条（名称）

本会は、「北海道ニュートピアデータセンター研究会」と称する。

第2条（住所）

本会は事務局をクラウドネットワークス株式会社（北海道札幌市南区川沿二条三丁目4番5号）内に置く。

第3条（目的）

本会は新型コロナ時代を経て、予期できない災害や変革に対応できるオープンで強靱なグローバル社会を創造し、我が国のデジタル立国を先導するために、北海道における以下のような活動を企画・提案・実行することを目的とする。

- ・国内データセンター配置のあるべき姿を検証し、北海道にデータセンターを多数立地することの効果と重要性を議論する。
- ・北海道の地理的な位置や、北極海海底ケーブル敷設計画の活発化に伴う、我が国の海底ケーブルトポロジに対する北海道の役割を議論する。
- ・太平洋側、日本海側を結ぶ北海道ICTコリドールの具体化を目指す。
- ・北海道への、光海底ケーブルランディングのフリーポート設置を目指す。
- ・データ、物流、人流が一体化した拠点を北海道に作り、日本のニューノーマルの形とする。
- ・再生可能エネルギーを活用した世界基準のデータセンターに関する研究開発活動を喚起する。
- ・その他我が国のデジタル立国に貢献するために必要なこと。

第4条（役員）

本会は、役員として、代表1名、副代表若干名、監事1名とする。

- 2 代表、副代表、監事は運営委員より選任し運営委員会で議決する。
- 3 代表は、本会を代表し会務を統括する。
- 4 副代表は、代表を補佐し、必要に応じて代表の職務を代行する。
- 5 監事は、本会の会計年度終了後に監査を行い、総会に報告する。
- 6 本会の役員の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定期総会の終結の時までとする。ただし、監事を除き、再任は妨げない。

第5条（運営委員会）

本会の人事、財務、運営方針、その他の重要な事項については、運営委員会の決議をもって決定する。

- 2 前項の決議は、議決権の過半数をもって行う。ただし、同数の場合は代表の意見をもって決定する。
- 3 前項の議決権は、各運営委員がそれぞれ1ずつ有しているものとする。
- 4 運営委員は会員より選任し総会で議決する。運営委員には、その在任中であっても会員として、本会則に定められる各条項が適用される。ただし、会員の種別にかかわらず総会における議決権は1のみ有しているものとする。

第6条（事務局）

事務局は、運営委員会の指示のもとに事務局業務を行う。

- 2 事務局は、本会の庶務事項および会計業務のほか、本会の活動計画の企画・推進および広報・渉外活動の窓口業務を行う。

第7条（会員）

本会の目的に賛同して入会を申し込み、運営委員会が承認した者を会員とする。

- 2 会員は法人会員（法人代表会員および法人一般会員）、または賛助会員とする。
- 3 法人会員は、会費を納入した法人に所属する会員とする。法人ごとに1名を法人代表会員とする。法人一般会員はその他の者とする。
- 4 賛助会員は個人、または行政機関等の、一般法人以外の団体に属する会員とする。
- 5 総会での議決権を有する者は、法人代表会員とする。

第8条（会員の退会）

会員は、運営委員会に届け出れば、いつでも退会することができる。

- 2 法人会員であって会費を納付しなかったときは、退会したものとみなす。

第9条（会計）

本会の会計は、会費、賛助金、寄付金、補助金等をもって充てる。

第10条（会計年度）

本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、3月31日に終わる。

第11条（会費）

会員は別途定める会費を納付する。

第12条（総会）

総会は、運営委員、法人代表会員によって構成され、代表が招集する。

- 2 総会は、定例総会および臨時総会とする。
- 3 定例総会は、毎年1回開催する。
- 4 臨時総会は、必要の都度代表が招集する。
- 5 総会は、次の事項について議決する。

- (1) 活動計画および予算
- (2) 活動報告および決算
- (3) 運営委員の承認
- (4) 会則の変更
- (5) 会費の改定
- (6) 解散

- (7) その他上記に準ずる重要事項

6 総会の議長は代表もしくは代表の指名した者が務める。

7 総会は、役員および法人代表会員の、過半数の出席により成立する。ウェブ会議、テレビ会議、音声会議等でのシステムによって総会を開催することも可能とする。やむを得ない理由により総会に出席できない者は、書面、もしくは電磁的方法をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。

8 総会の議事は、別条に定める場合を除き、出席した役員、法人代表会員および法人代表会員が代理人と定めた法人一般会員の、過半数で議決するものとする

9 総会の議事については、事務局が議事録を作成し、議長の指名した者2名が署名する。

第13条（会則の変更）

この会則は、運営委員および法人代表会員の、全てにおける3分の2以上の議決で変更することができる。

第14条（守秘義務）

本会会員は、運営委員会の同意がある場合を除いて、本会の活動に関する情報を本会会員以外の者に開示してはならない。

2 本会会員は、本会の活動の上で知った他の本会会員の機密情報を、当該他の本会会員の同意なしに第三者に開示してはならない。

3 以下の各号あたるものは、前項の機密情報にあたらぬこととする。

- 一. 本会会員が知った時点で既に公知または公表されているもの
- 二. 本会会員が知った後に、当該会員の責めに帰すべき事由によらず公知となったもの
- 三. 本会会員が正当な権限を有する第三者より適法に取得したもの

第15条（誠実義務）

本会会員は、本会に関する業務に関連して、問題が発生したときは、誠実に話し合いをするものとする。

附則（2020年10月10日）

この会則は、2020年10月10日から施行する

附則（2023年5月19日）

この会則の変更は、2023年5月19日から施行する